

## 公 告

乗合自動車の停留所における実証運行等の用に供する自動運転車両の停車又は駐車に関する合意について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、乗合自動車の停留所における実証運行等の用に供する自動運転車両の停車又は駐車に関して次のとおり合意したので公示します。

令和7年12月24日

愛媛県公安委員会委員長 佐伯鈴乃

### 1 合意した者

- (1) バス事業者（宇和島自動車株式会社、ジェイアール四国バス株式会社）
- (2) 愛媛県公安委員会
- (3) 松山市
- (4) 国土交通省四国運輸局
- (5) 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
- (6) 愛媛県立中央病院

### 2 実証運行等の用に供する自動運転車両が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称

別紙のとおり。

### 3 2に停車又は駐車をする実証運行等の用に供する自動運転車両の範囲

伊予鉄バス株式会社が行う自動運転バスの本格運行（自動運行装置を伴う旅客自動車運送事業用自動車を用いた一般乗合旅客自動車運送事業）へ向けた準備運行や実証運行の用に供する自動運行装置を伴う自動車

### 4 2における3の自動運転車両に係る停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認められる事項

- (1) 停留所における停車又は駐車は、当該事業の運行時間内に限るものとする。
- (2) 当該停留所を使用している一般乗合旅客自動車運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。
- (3) 2において3の自動運転車両が停車又は駐車することを停留所等に掲示するなどし、周知を図ること。

別紙

番号	停留所	所在地
1	松山市駅A 3	松山市湊町五丁目 4 番地 4 先
2	県立中央病院	松山市春日町 83 番地
3	県病院前	松山市末広町 1 番地 1 先
4	室町二丁目	松山市室町二丁目 4 番地 24 先
5	拓川町	松山市拓川町 2 番地 16 先
6	朝生田町四丁目	松山市朝生田町四丁目 1 番地 21 先
7	朝生田町三丁目	松山市朝生田町三丁目 2 番地 5 先
8	朝生田町一丁目	松山市朝生田町一丁目 8 番地 6 先
9	天山町東	松山市天山町 262 番地 1 先
10	小坂四丁目	松山市小坂四丁目 1 番地 28 先
11	小坂三丁目	松山市小坂三丁目 3 番地先
12	松山商業前	松山市勝山町一丁目 10 番地 1 先
13	一番町一	松山市一番町一丁目 9 番地 13 先
14	大街道	松山市一番町三丁目 1 番地 1 先
15	県庁前	松山市一番町四丁目 2 番地先
16	市役所前	松山市三番町四丁目 10 番 2 号先
17	千舟町五	松山市千舟町四丁目 4 番地 5 先
18	ロープウェイ前	松山市大街道三丁目 2 番地 46 先
19	道後温泉駅前	松山市道後湯之町 7 番 1 号先
20	喜与町	松山市歩行町一丁目 7 番 4 号先